

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付 令和5年2月1日

2. 認定事業適応事業者の名称 株式会社ジョイフル本田

3. 認定事業適応計画の内容

(1) 事業適応に係る事業の目標

政府の「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」という宣言を受け、同社は「自社店舗商圏内での再生可能エネルギー活用」をテーマに掲げ、太陽光発電を活用した次世代店舗「GX Store」の構築により地域社会における「GX推進カンパニー」へのパラダイム・シフトを推進、温室効果ガスの排出量削減による環境負荷の低減と企業価値の向上をめざす。

具体的には、店舗屋上への太陽光システム設置、空調機器をはじめとする高効率および省エネルギー機器の導入などにより、2024年度（目標年度）までに「GX Store」の標準モデルを確立し、主要店舗の運営をCO₂フリー電力を主軸に行える体制を整える。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2023年度より事業適応を開始し、2024年度（目標年度）までに主要店舗の使用電力をCO₂フリー電力主体とすることを旨とし、同社全体の炭素生産性を14.8%向上することを目標とする。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2024年度（計画終了年度）に経常利益を計上することを目標とする。

(4) 事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

(5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

60 その他の小売業

(6) 事業適応の具体的内容

株式会社ジョイフル本田は数万から十数万㎡の広大な敷地での店舗運営による多品目の商品提供、またスーパーマーケット等のテナントによる帯同出店を行っており、CO₂排出の主な要因は店舗運営による電力消費が多くを占めている。これを再生可能エネルギーによって発電された電力に代替、もしくは消費電力を省エネルギー化することで、同社の主要な消費電力におけるCO₂排出量の削減を図る。

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：2023年2月

終了時期：2024年6月